

交企発第479号  
平成12年12月19日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

交通少年団の育成について（一般通達）

小学生に対する一貫した交通安全教育を実施し、正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、将来好ましい交通社会人を育成するために、別添「交通少年団育成要領」に基づき、各学校等の組織を基盤とした交通少年団の育成に努められたい。

なお、学校に対し自らが主体となって、交通安全教育指針に沿った交通安全教育が実施されるとともに、新学習指導要領に盛り込まれた「総合的な学習の時間」が交通安全教育に活用されるよう積極的な働きかけを行うこと。

別 添

## 交通少年団の育成要領

交 通 企 画 課

## 交通少年団の育成要領

### 第1 交通少年団の目的

交通事故は、そのほとんどが運転者、歩行者等道路を利用する者の交通ルールの無視、交通モラルの欠如等により発生している。これらの交通事故を防止するためには、道路を利用するすべての人々が交通安全意識を高めるとともに、正しい交通ルールを習得しその実践を習慣化することが何よりも大切である。

このような観点に立って、子どもを交通事故から守るとともに将来の豊かな交通社会人を育成するため、交通少年団組織を通じ、学校における交通安全教育と地域における実践行動との一体性をもたせ幼少期からの一貫した交通安全教育を徹底しようとするものである。

### 第2 交通少年団の組織等

項目	運用方針	配意事項
1 団員の資格	原則として小学校4～6年生とする。	地域の状況等から、低学年または中学生を対象としてもよい。 結成あるいは新規入団は、特別の場合を除いて3月～4月（学年末～新学年）の間にさせるのが望ましい。
2 入団の条件	任意加入とする。	原則として、対象者全員の参加を目標とする。
3 組織	組織は、原則として小学校単位とする。  少年団の下部組織は「分団」及び「班」とする。	地域の実情から町内会、子ども会、スポーツ少年団の組織を単位としてもよい。 「班」編成の規模は、おおむね5人～10人とする。
4 名称、役員	名称は、学校又は地区名等を冠して、交通少年団とする。 団員の互選により、団長、副団長、分団長、班長を選任する。 各単位組織に世話人、副世話人をおく。	世話人、副世話人は、PTA・子ども会の役員（保護者）等で指導能力のある者とする。

### 第3 交通少年団の指導

項 目	運 用 方 針	配 意 事 項
1 指導体制	<p>指導者は、原則として学校教職員とし、交通ボランティア、世話人、副世話人等がこれを支援する。</p>	<p>世話人は、指導者、少年団役員と協議し、団の編成運用、指導計画を策定する。</p> <p>市町村、市町村教委、PTA、その他の団体へ積極的な理解と協力を求めるようにする。</p> <p>警察は、少年団の運用、指導等に対する総括的な支援及び指導・助言を行う。</p>
2 指導計画	<p>年間計画、特別計画を立てる。</p> <p>特別計画  <span style="font-size: 2em;">{</span> 学年末、夏休み、冬季に交通安全運動等  <span style="font-size: 2em;">}</span> の際における指導計画</p>	<p>世話人は、指導者、少年団役員と協議し、年間の活動・指導計画・特別計画及び月別の指導重点を策定し、目標を定めて具体的な実践活動を推進する。</p>
3 指導項目	<p>交通ルールを正しく理解させる。</p> <p>安全意識の高揚を図る。</p> <p>交通社会人としての基本を身につけさせる</p>	<p>交通教室、自転車教室、映画会、紙芝居、催し物等の機会をとらえて行う。</p> <p>子どもの交通安全活動への参加を通して安全意識を高めるようにする交通安全の作文・ポスターを作成させ、作品を一般広報に活用する。</p> <p>人命尊重、社会と規範、自己と他人、個人と集団といった社会人としての基本を身につけさせるように配意する。</p> <p>「総合的な学習の時間」の活用を図る。</p>

#### 第4 交通少年団の活動

項 目	運 用 方 針	配 意 事 項
1 活動の基本	<p>「誓いのことば」を制定して実践させる。</p> <p>遵守事項（約束）を定め実行させる。</p> <p>活動の範囲</p>	<p>交通社会人としての「誓いのことば」を定めるようにする。</p> <p>「誓いのことば」は次のようなものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 私たちは、交通ルールを守り絶対に交通事故をおこしません。</li> <li>2 私たちは、交通安全活動をすすめて明るい町づくりに協力します。</li> <li>3 私たちは、健康な体と心を養い広く社会に奉仕します。</li> </ol> <p>交通少年団員として、次のような遵守事項（約束）を定め、おたがい実行させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路では、絶対に遊びません。</li> <li>2 道路を横断するときは、かならずいったんとまって右・左の安全を確かめます。</li> <li>3 電車やバスに乗るときは、一列励行を守ります。</li> <li>4 電車やバスなどの車内では、ちいさい子どもやお年寄りに進んで席をゆずります。</li> <li>5 小さい子どもやお年寄りに手をかして、一時停止、安全確認など安全な横断や誘導につとめます。</li> <li>6 自転車に乗るときは、ブレーキ、ハンドル、ライトなどの点検・整備に心がけ、つねに正しい交通ルールを守ります。</li> <li>7 道路で危険な遊びをしている子どもには、進んで一声かけてやめさせます。</li> </ol> <p>団員の研さんを徹底し、各自の意識を高めるとともに、他への奉仕的效果を高める活動を行うよう配意する。</p>

#### 5 報告

交通少年団を結成したときは、各少年団ごとに別記様式により、その都度報告する

(別記様式)

# 交通少年団結成報告書

警察署

名称	少年団									
	1	2	3	4	摘要					
結成の母体	小学校	町内会	子供会	(その他)						
				総員		男女区分	4年生	5年生	6年生	
団員構成	小学生	人	男	人	人	人	保護者等	男	人	
			人					人		人
			女	人	人	人		女	人	
			人					人		人
その他 中学校 小学生 小学校低学年	人	男	1	2	3	保護者等	男	人		
		人	人	人	人		女	人		
		女	人	人	人				人	
		人					人	人		人
推進協力機関	1	2	3	4	5	6	その他			
	市町村	市町村教委	町内会	P T A	子ども会	スポーツ少年団				

調整推進団体				
世話人・リーダー等	世話人	住所 氏名	職業 年齢 電話	男
				女
	副世話人	住所 氏名	職業 年齢 電話	男
				女
	リーダー	男 人 女 人		
その他下部組織の状況				
結成年月日	年 月 日			